

造林公社の伐採方針と将来の収益見込

1. 今後の森林づくりの方向性

(1) “皆伐・再造林のリサイクル” から “非皆伐・広葉樹林化” へ

公社営林地は、元々土地所有者自らでは造林が困難な山間、奥地に展開されていることから、現下の木材価格の動向を勘案すれば公社が皆伐した跡地を土地所有者が森林造成を行うことはますます困難な状況。

公社設立の目的である琵琶湖の水源かん養林の造成という趣旨を活かしながら、一定の返済財源を確保するためには、皆伐・造林未済地の発生という事態を避ける手立てが必要であり、そのための方策として収益性は皆伐施業に比べて劣るものの、繰り返しの非皆伐施業を導入することにより、長期間にわたり天然力を活用して広葉樹林化を図っていく。

(2) 採算林・不採算林の区分

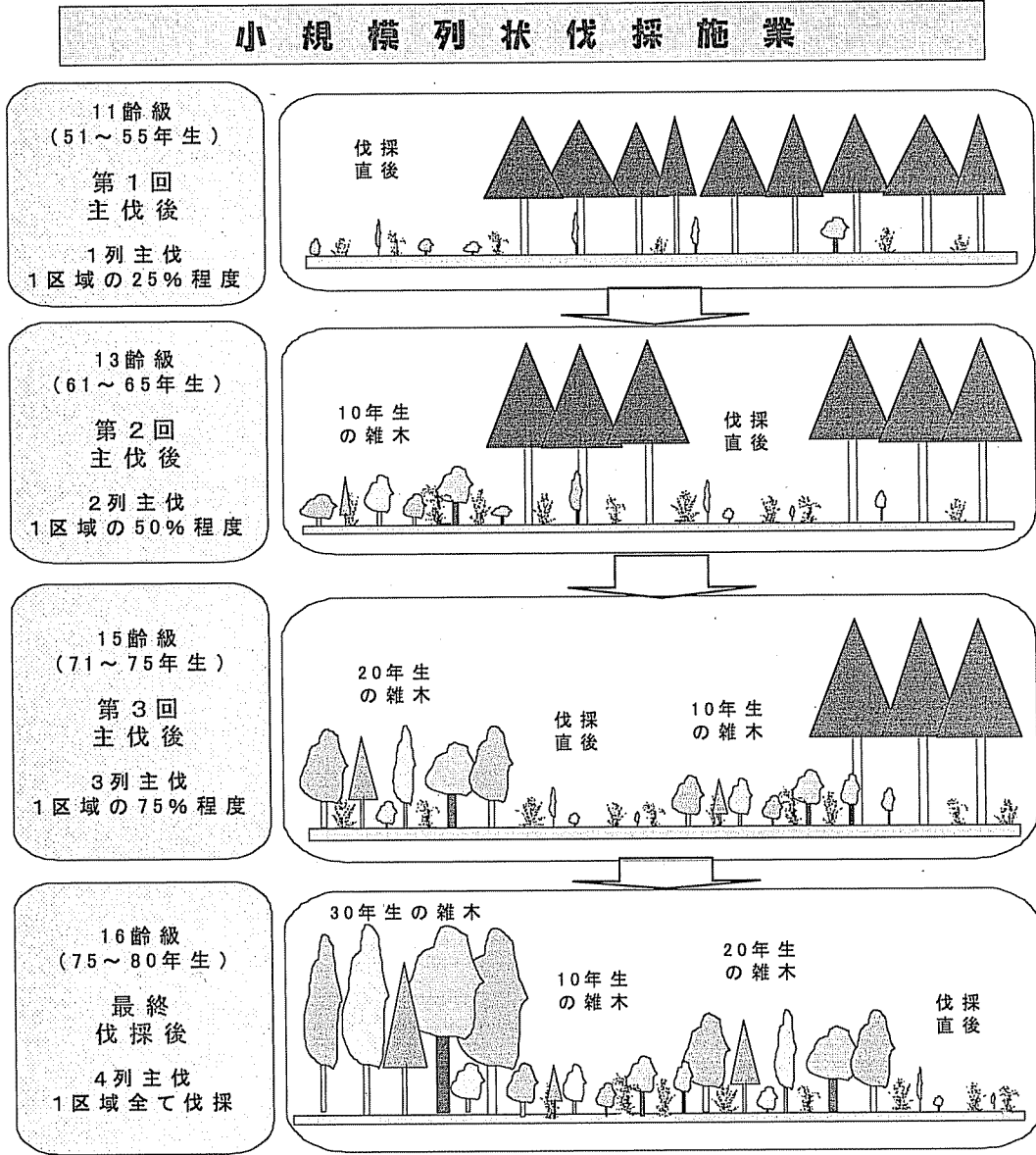
公社事業を経営面から捉えた場合に、事業の再生を果たすためには経営資源を集中し、効率的な運営を図る必要があることから、採算性の有無を事業団地毎に判断する。

その結果、収益性が認められる事業地については採算林、認められない森林については不採算林として区分して管理を行うこととする。

なお、水源かん養機能など森林の公益的機能については不採算林といえども採算林と同様の価値を有するべきものであることから、土地所有者の理解を得て契約解除となる場合には、公社としては県の一般施策による森林管理を要請している。

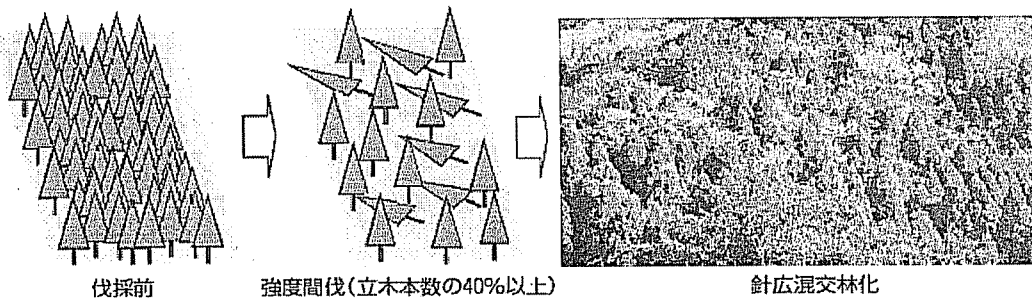
(3) 採算林における主伐計画

木材生産と公益的機能維持の調和のとれた森林づくりを進めるため、木材生産による経済性の追求と併せて、水源かん養機能等の維持・回復させることを目的に、伐採後は天然下種更新等による広葉樹林化を図り、土地所有者による再造林を必要としない森林づくりを図る。



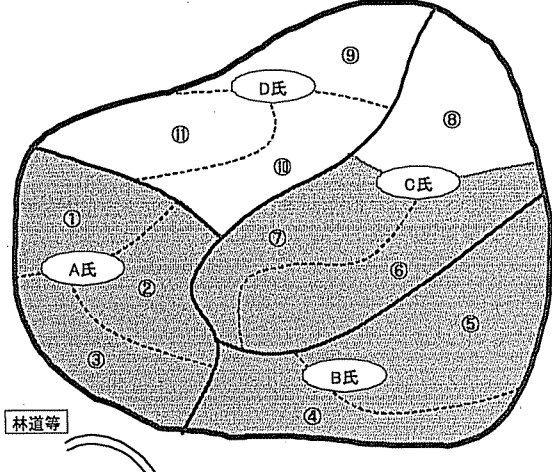
(4) 不採算林における森林管理

水源かん養機能などの公益的機能が持続的に発揮できるように、土地所有者の理解のもと強度間伐等を行い針広混交林化を図る。



2. 将来の伐採収益見込み

今後の森林づくりの考え方をもとに、次の2とおりによる将来の伐採収益を試算。

試算 1																									
算定方法	<p>事業地毎に将来収益を試算した積上方式</p> <p>事業地の中になる枝班毎に伐採収支を試算し、伐採収益が得られる森林を採算林(①～⑦)とし、見込めない森林を不採算林(⑧～⑪)とする。</p> 																								
採算・不採算林の面積	(単位: ha)																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>滋賀県公社</th> <th>びわ湖公社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採算林</td> <td>2,591 (37.1%)</td> <td>5,302 (42.7%)</td> <td>7,893 (40.7%)</td> </tr> <tr> <td>不採算林</td> <td>4,390 (62.9%)</td> <td>7,114 (57.3%)</td> <td>11,504 (59.3%)</td> </tr> </tbody> </table>		滋賀県公社	びわ湖公社	合計	採算林	2,591 (37.1%)	5,302 (42.7%)	7,893 (40.7%)	不採算林	4,390 (62.9%)	7,114 (57.3%)	11,504 (59.3%)												
	滋賀県公社	びわ湖公社	合計																						
採算林	2,591 (37.1%)	5,302 (42.7%)	7,893 (40.7%)																						
不採算林	4,390 (62.9%)	7,114 (57.3%)	11,504 (59.3%)																						
伐採収益見込	(単位: 百万円)																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>滋賀県公社</th> <th>びわ湖公社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐採収益(分収後)</td> <td>4,403</td> <td>8,268</td> <td>12,671</td> </tr> <tr> <td>造林補助金</td> <td>4,341</td> <td>8,317</td> <td>12,658</td> </tr> <tr> <td> 国</td> <td>2,474</td> <td>4,741</td> <td>7,215</td> </tr> <tr> <td> 県</td> <td>1,867</td> <td>3,576</td> <td>5,443</td> </tr> <tr> <td>計(伐採収益)</td> <td>8,744</td> <td>16,585</td> <td>25,329</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 伐採収益</p> <p style="text-align: center;"> 木材市場等での販売格 - 伐採して林道まで搬出する経費 - 伐った木を市場まで運搬する経費 - 諸経費 </p> <p>※ 分収割合は、公社9：土地所有者1で試算。</p>		滋賀県公社	びわ湖公社	合計	伐採収益(分収後)	4,403	8,268	12,671	造林補助金	4,341	8,317	12,658	国	2,474	4,741	7,215	県	1,867	3,576	5,443	計(伐採収益)	8,744	16,585	25,329
	滋賀県公社	びわ湖公社	合計																						
伐採収益(分収後)	4,403	8,268	12,671																						
造林補助金	4,341	8,317	12,658																						
国	2,474	4,741	7,215																						
県	1,867	3,576	5,443																						
計(伐採収益)	8,744	16,585	25,329																						

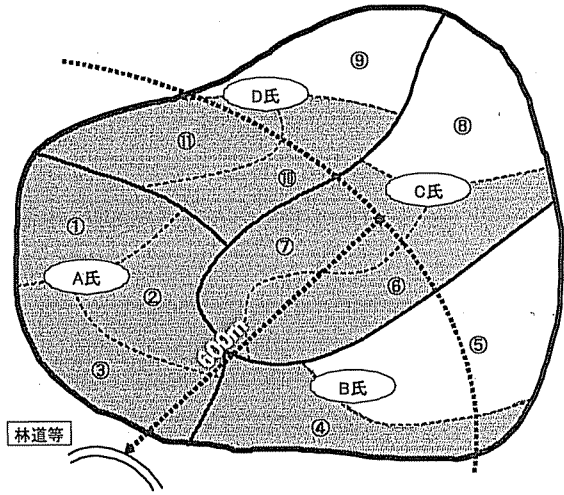
試算 2

算定方法

林道等から600mのラインを損益分岐点とする方式

林道等から枝班の重心地が600m以下の森林を採算林 (①~④、⑥~⑦、⑩~⑪) とし、600m以上の森林を不採算林 (⑤、⑧、⑨) とする。

(600mの範囲について)
架線集材の場合、通常架線距離が最大1,000mであることから、集材が可能な範囲である林道等から600mを採算ラインとした。なお、林道等から200m程度以内の森林については、高性能林業機械による集材方法で試算した。



採算・不採算林の面積

(単位：ha)

	滋賀県公社	びわ湖公社	合計
採算林	4,630 (66.3%)	9,835 (79.2%)	14,465 (74.6%)
不採算林	2,351 (33.7%)	2,581 (20.8%)	4,932 (25.4%)

伐採収益見込

(単位：百万円)

	滋賀県公社	びわ湖公社	合計
伐採収益(分収後)	5,071	11,074	16,145
造林補助金	7,151	17,027	24,178
国	4,075	9,706	13,781
県	3,076	7,321	10,397
計(伐採収益)	12,222	28,101	40,323

※ 伐採収益

$$= \text{〔(財)日本不動産研究所が公表している滋賀県立木価格〕} \times \text{〔伐採面積〕} - \text{〔諸経費〕}$$

※ 分収割合は、公社9：土地所有者1で試算。

3. 公社の財務状況

	(社)滋賀県造林公社	(財)びわ湖造林公社
資産 (将来の伐採収入見込) ①	約87～122億円 合計 253～403億円	約166～281億円 合計 253～403億円
負債(借入残高)の内訳 (H19年3月末現在) ②	農林公庫 約113億円 下流8団体 約166億円 滋賀県 約82億円 合計 約361億円 合計 1,057億円 (未払利息含む。)	農林公庫 約355億円 滋賀県 約341億円 合計 約696億円
債務超過 ①-②	約278～243億円 合計 813～663億円の債務超過	約535～420億円 合計 813～663億円の債務超過